

南魚沼市・魚沼市・湯沢町「おいしい食べきり運動」実施要領

南魚沼市
魚沼市
湯沢町

1 目的

生ごみを削減し、ごみ減量化を推進するため、魚沼地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、南魚沼市、魚沼市、湯沢町の2市1町で、おいしい食べきり運動（以下「運動」という。）を実施し、地域全体で食品ロス削減に取り組み、消費者自らが食品廃棄物の排出抑制に努めることを目的とする。

2 対象者

対象者は、南魚沼市、魚沼市、湯沢町（以下、「市町」という。）の区域内で営業する小売店、飲食店、宿泊施設等の食材又は飲食を提供する者（以下、「店舗等」という。）及び市町にある小中学校、一般家庭等全ての地域住民とする。

3 実施内容

- (1) 市町は、運動を実施するため、ポスター、チラシ、コースター、その他有効と思われる啓発用品（以下「ポスター等」という。）を作成し対象者に提供する。又、運動の趣旨、取組内容等を市町の広報誌等に掲載し、対象者に啓発を図るものとする。
- (2) 店舗等は、市町から提供を受けたポスター等を自己の店舗等に掲示し、又は使用してこの運動の取組に協力するものとする。又、自ら食品廃棄物の排出抑制に努めるものとする。
- (3) 市町は、運動に協力する店舗等を市町のホームページ等で紹介することができるものとする。

4 承諾書、取下げ書、啓発用品申込書

運動に協力する店舗等は協力店舗承諾書（様式第1号）を、又、協力を取り下げるときは協力店舗取下げ書（様式第2号）を市町に提出するものとする。又、啓発用品の追加を受けるときは啓発用品申込書（様式3号）を市町に提出するものとする。

5 補則

この要領に定めるもののほか疑義があるときは、市町と店舗等で協議するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年10月1日から施行する。